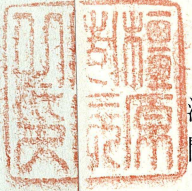


橿原市浄化センター長期包括運営委託事業
要求水準書・別紙一覧

- 別紙1 橿原市浄化センター長期包括運営委託事業に伴う特定部品の供給等に関する協定書
- 別紙2 貸与機器リスト
- 別紙3 学習計画書、事業実施計画書の内容
- 別紙4 現行の清掃等作業基準表
- 別紙5 市が実施する環境計測
- 別紙6 事業に係るリスク分担
- 別紙7 本件施設の主な法定点検
- 別紙8 本件施設における直近の常駐人員配置等一覧
- 別紙9 下水道放流管の下水道接続地点
- 別紙10 平成29年度放流水（2次処理水）測定値
- 別紙11 平成29年度排ガス測定値
- 別紙12 平成29年度ダイオキシン類測定値

橿原市浄化センター長期包括運営委託事業に伴う

特定部品の供給等に関する協定書



橿原市(以下「甲」という。)と甲が所有する橿原市浄化センター(以下「本件施設」という。)の設計・施工企業である株式会社西原環境関西支店(以下「乙」という。)は、「橿原市浄化センター長期包括運営委託事業」(以下「本事業」という。)に伴う特定部品の供給等に関して、次のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(定義)

第1条 本協定における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。


- (1)「本件入札」とは、本事業を実施する民間事業者の選定等をいう。
- (2)「応募者」とは、本件入札に参加しようとする者をいう。
- (3)「参加資格者」とは、本件入札において資格審査を通過した応募者をいう。
- (4)「落札者」とは、本事業を落札し甲と契約した応募者をいう。
- (5)「受注者」とは、本事業の実施を目的として、落札者が設立する特別目的会社をいう。
- (6)「本事業契約」とは、甲と受注者が締結する事業契約をいう。

(目的)

第2条 本事業の実施にあたり、本件施設に係る必要な情報開示及び乙による協力並びに特定部品の供給等に関する条件等を定めることにより、本件入札に競争性を担保し、受注者が本事業を円滑に遂行する事業環境を整備することを目的とする。

(参加資格者への情報開示等)

第3条 本件入札に係る期間中における参加資格者への情報開示に関して、以下のとおり定める。

- (1)甲は、本件入札への参加資格者に対し、甲の保有する本件施設に関する資料のうち、次の資料を配付する。なお、当該資料の配布にあたって乙から非開示とすべき申し入れがあった箇所については、削除または黒塗りした上で配布するものとする。
 - (a)フローシート
 - (b)機器配置図
 - (c)事業費履歴
 - (2)甲は、本件入札への参加資格者に対し、甲の保有する本件施設に関する資料のうち、次の資料を甲の立会いの下に閲覧させる。なお、当該資料の閲覧にあたって乙から非開示とすべき申し入れがあった箇所については、削除または黒塗りした上で閲覧させるものとする。
 - (a)竣工図
 - (b)総合取扱説明書
 - (c)単体取扱説明書
 - (d)引渡性能試験結果報告書
 - (e)試運転報告書
 - (f)予備品・消耗品・工具リスト
 - (g)給油リスト
 - (h)机上教育資料
 - (i)過去の補修費データ
 - (j)自家用電気工作物保安規程
- 

(k)ダイオキシン作業環境測定結果

(3) 前2号の規定に基づく配布及び閲覧に関し、第三者から損害賠償請求その他の請求や苦情を受けた場合は、乙が一切の責任と費用を負担するものとする。

(4) 第1号及び第2号の規定に基づき、甲が参加資格者に対して質疑回答を行う場合、かつ、甲の要請があった場合には、乙は、甲の要請に基づき必要な支援(補足資料の提供、補足説明等をいう。)を行う等、これに可能な範囲で協力するものとする。

2 参加資格者への施設の視察の対象と方法に関し、甲は本件入札に係る期間中、本件入札に必要な範囲において参加資格者に本件施設を視察(以下「施設視察」という。)させることができるものとする。なお、施設視察は甲の立会いの下に行うものとする。

3 甲は、参加資格者が施設視察及び甲が配付、閲覧に供した資料から知り得た情報(以下「本件情報」という。)の取扱いについて、参加資格者に対して別紙1の様式1の誓約書を甲乙それぞれに提出させるものとする。

(受注者への情報開示等)

第4条 受注者への情報開示について、以下のとおり定める。

(1)甲は、受注者に対し、甲の保有する本件施設に関する資料を閲覧または貸与する。閲覧または貸与する資料については、前条第1項第1号及び第2号に規定する資料を基本とし、閲覧または貸与にあたっては、前条第1項の規定を準用する。

(2)乙は、前号に規定する資料以外で、乙が保有する資料について、甲が業務遂行上必要と合理的に認め、かつ、乙が提供に同意した場合に限り、甲及び受注者に当該資料を提供する。

(3)乙は、甲が受注者に提供することを目的として本件施設に関する質問を行った場合は、本事業の主旨を鑑み、誠実に対応するものとする。ただし、乙の営業上または技術上の情報であって乙が秘密にすべきと判断した情報については、乙は質問への回答を留保することができる。

2 前項各号に基づき甲及び受注者へ提供される資料・情報ならびに甲及び受注者が本事業遂行の過程またはその結果知り得た情報等(以下「本件情報等」という。)に係る取扱いに関して、以下のとおり定める。

(1)甲は受注者に対し、本件情報等の取扱いについて、別紙1の様式2及び3の誓約書を甲乙それぞれに提出させるものとする。

(2)甲は落札者に対し、本件情報等の取扱いについて、別紙1の様式4及び5の誓約書を甲乙それぞれに提出させるものとする。

(3)甲及び乙は、受注者または落札者等による本件情報等の漏洩が疑われる場合、その旨を速やかに相手方に連絡し、調査に協力するものとする。

(特定部品)

第5条 特定部品とは、別紙2に掲げられた部品とする。

(特定部品の供給及び補修等)

第6条 乙は、受注者が特定部品の供給、その他本件施設の維持管理に必要な定期点検及び補修(以下「補修等」という。)を求めた場合には、特段の理由がない限りこれを拒否しないものとする。

2 前項において、乙と受注者との間における特定部品の供給及び補修等の実施条件は、甲と乙との間における同種の取引実績を参考にして、乙と受注者との交渉によって定めるものとする。

(特定部品の製造中止の通知)

第7条 乙は、特定部品の製造が中止される場合、甲及び受注者に対して、当該特定部品の製造中止時期を速やかに通知するものとする。この場合、乙は当該特定部品の代替品、または代替品に係る情報を、可能な範囲で甲及び受注者に提供するものとする。

(有効期間)

第8条 本協定は締結日より効力を生じ、第3条は、本事業に関する甲と受注者間の本事業契約締結まで、その他条項については、本事業契約終了まで有効に存続する。

2 前項の規定にかかわらず、本協定に基づき提出される誓約書の有効期間は、当該誓約書に定める期間とする。

(準拠法)

第9条 本協定は日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈される。

(管轄裁判所)

第10条 本協定に関する訴訟その他の紛争については、第一審の専属的合意管轄裁判所を奈良地方裁判所とする。

添付資料

別紙1 誓約書(様式1乃至5)

別紙2 特定部品リスト

この協定の証として本書2通を作成し、甲乙がそれぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成30年5月11日

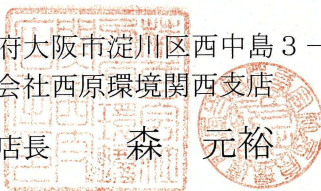
甲 奈良県橿原市八木町1丁目1番18号

橿原市長 森下 豊



乙 大阪府大阪市淀川区西中島3-9-12 空研ビル2F
株式会社西原環境関西支店

支店長 森 元裕



別紙 1 様式 1 (参加資格者用)

秘密保持誓約書

奈良県橿原市八木町 1 丁目 1 番 18 号
橿原市 御中
大阪府大阪市淀川区西中島 3-9-12 空研ビル 2F
株式会社西原環境関西支店 御中

〇〇(以下、「弊社」といいます。)は、橿原市(以下、「貴市」といいます。)及び株式会社西原環境関西支店(以下、「貴社」といいます。)に対し、橿原市浄化センター長期包括運営委託事業の入札(以下、「本件入札」といいます。)に関する秘密保持義務について、以下の事項を誓約します。

第 1 条 (本件秘密情報)

1 本件秘密情報とは、本件入札に関し貴市または貴社から開示されたすべての情報をいい、その中には以下の各号に掲げるものが含まれます。

- (1) 本件入札に関し、貴市から配布された資料
- (2) 本件入札に関し、貴市から閲覧に供された資料
- (3) 本件入札に関する質疑回答において、貴市または貴社から開示された情報及び資料
- (4) 本件入札における施設視察に関し、弊社が知得した情報

2 以下の各号のいずれかに該当するものと弊社が立証した情報は、本件秘密情報に含まれないものとします。

- (1) 開示前から既に公知であった情報
- (2) 開示後に弊社の責によらずに公知となった情報
- (3) 弊社が相当な権限を有する第三者より守秘義務を負うことなく取得した情報
- (4) 法律上の要求に基づき、弊社が開示義務を負う情報

第 2 条 (本件秘密情報に関する義務)

1 弊社は、本件秘密情報を本件入札に参加する目的以外に使用せず、貴市及び貴社の書面による事前の許可のない限り、本件秘密情報について複製を作成せず、かつ、本件秘密情報を第三者に対して開示・漏洩しないものとします。

2 弊社は、本件入札に関する業務に直接関与する弊社の従業員(本件秘密情報に関する秘密保持契約等を弊社との間で締結した従業員に限り)以外の者に対し、本件秘密情報を一切開示しないものとします。

3 弊社は、貴市及び貴社の書面による事前の承認を得ずに、本件秘密情報を社外に持ち出したり、社外に送信したりしないものとします。

4 弊社は、貴市または貴社が指示する場合、その指示に従って情報管理措置を実施し、その実施状況について報告するものとします。

第 3 条 (違反の場合の措置)

1 弊社が本誓約書に定める条項に違反したまたは違反するおそれのある場合、貴市または貴社は、弊社に対し違反行為の停止または予防を請求することができ、併せて違反行為の停止または予防に必要な行為を請求することができるものとします。

※ 著作物や営業秘密でないものについても、本項の定めに基づき、違反行為の差止め及び除去を請求することができる。

2 弊社が本誓約書に定める条項に違反した場合、弊社は貴市及び貴社に対し、違約金とし

てそれぞれ金 2,000 万円を支払い、また、当該違反によって貴市及び貴社に生じたすべての損害（間接的損害を含みます。）を遅滞なく賠償するものとします。

第 4 条（本件秘密情報の返還、破棄）

弊社は、本件入札が終了した後、貴市及び貴社の指示に従い、本件秘密情報及び本件秘密情報を含む情報・資料等（複製物がある場合は当該複製物を含みます。）を直ちに返還または破棄するものとします。

第 5 条（監査）

本件秘密情報の漏洩が疑われる場合、貴市または貴社は、本件秘密情報の管理状況に関し、弊社の施設に立入って監査をすることができるものとし、弊社は、当該監査について誠実に協力するものとします。なお、貴社が橿原市浄化センターに立入る場合、貴社にて事前に貴市の許可を得るものとします。

第 6 条（有効期間）

本誓約書に規定された弊社の義務は、本件入札が終了した後 1 年間存続するものとします。

第 7 条（裁判管轄）

本誓約書に関する一切の紛争については、奈良地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

上記誓約いたします。

所在地	〇〇〇〇〇〇
商号又は名称	〇〇〇
代表者職氏名	〇〇〇

別紙 1 様式 2 (受注者用)

秘密保持誓約書

奈良県橿原市八木町 1 丁目 1 番 1 8 号
橿原市 御中

〇〇(以下、「弊社」といいます。)は、橿原市(以下、「貴市」といいます。)に対し、橿原市浄化センター長期包括運営委託事業(以下、「本事業」といいます。)に関する秘密保持義務について、以下の事項を誓約します。

第 1 条 (本件秘密情報)

- 1 本件秘密情報とは、本事業の入札及び本事業に関し貴市または株式会社西原環境関西支社から開示されたすべての情報及び弊社が本事業の遂行の過程またはその結果知り得たすべての情報をいいます。
- 2 以下の各号のいずれかに該当するものと弊社が立証した情報は、本件秘密情報に含まれないものとします。
 - (1)開示前から既に公知であった情報
 - (2)開示後に弊社の責によらずに公知となった情報
 - (3)弊社が相当な権限を有する第三者より守秘義務を負うことなく取得した情報
 - (4)法律上の要求に基づき、弊社が開示義務を負う情報

第 2 条 (本件秘密情報に関する義務)

- 1 弊社は、本件秘密情報を、本事業を円滑に遂行する目的以外に使用せず、貴市の書面による事前の許可のない限り、本件秘密情報について複製を作成せず、かつ、本件秘密情報を第三者に対して開示・漏洩しないものとします。
- 2 弊社は、本事業に関する業務に直接関与する弊社の従業員(本件秘密情報に関する秘密保持契約等を弊社との間で締結した従業員に限り)以外の者には一切本件秘密情報を開示しないものとします。
- 3 弊社は、本件秘密情報について、貴市の書面による事前の承認を得ずに、社外に持ち出したり、社外に送信したりしないものとします。
- 4 弊社は、貴市が指示する場合、その指示に従って情報管理措置を実施し、その実施状況について報告するものとします。

第 3 条 (違反の場合の措置)

- 1 弊社が本誓約書に定める条項に違反したまたは違反するおそれのある場合、貴市は、弊社に対し違反行為の停止または予防を請求することができ、併せて違反行為の停止または予防に必要な行為を請求することができるものとします。
- 2 弊社が本誓約書に定める条項に違反した場合、弊社は貴市に対し、違約金として本事業の契約金額の 5 パーセントに相当する金額を遅滞なく支払い、また、当該違反によって貴市に生じたすべての損害(間接的損害を含みます。)を遅滞なく賠償するものとします。

第 4 条 (本件秘密情報の返還、破棄)

弊社は、本件事業が終了した後、貴市の指示に従い、本件秘密情報及び本件秘密情報を含む情報・資料等(複製物がある場合は当該複製物を含みます。)を直ちに返還または破棄するものとします。

第5条（監査）

本件秘密情報の漏洩が疑われる場合、貴市は、本件秘密情報の管理状況に関し、弊社の施設に立入って監査をすることができるものとし、弊社は、当該監査について誠実に協力するものとします。

第6条（有効期間）

本誓約書に規定された弊社の義務は、本事業が終了した後も有効とし、弊社を法的に拘束するものとします。

第7条（裁判管轄）

本誓約書に関する一切の紛争については、奈良地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

上記誓約いたします。

所在地	〇〇〇〇〇〇
商号又は名称	〇〇〇
代表者職氏名	〇〇〇

別紙 1 様式 3 (受注者用)

秘密保持誓約書

大阪府大阪市淀川区西中島 3-9-12 空研ビル 2F
株式会社西原環境関西支店 御中

〇〇(以下、「弊社」といいます。)は、株式会社西原環境関西支店(以下、「貴社」といいます。)に対し、橿原市浄化センター長期包括運営委託事業(以下、「本事業」といいます。)に関する秘密保持義務について、以下の事項を誓約します。

第 1 条 (本件秘密情報)

- 1 本件秘密情報とは、本事業の入札及び本事業に関し橿原市または貴社から開示されたすべての情報及び弊社が本事業の遂行の過程またはその結果知り得たすべての情報を含みます。
- 2 以下の各号のいずれかに該当するものと弊社が立証した情報は、本件秘密情報に含まれないものとします。
 - (1)開示前から既に公知であった情報
 - (2)開示後に弊社の責によらずに公知となった情報
 - (3)弊社が相当な権限を有する第三者より守秘義務を負うことなく取得した情報
 - (4)法律上の要求に基づき、弊社が開示義務を負う情報

第 2 条 (本件秘密情報に関する義務)

- 1 弊社は、本件秘密情報を、本事業を円滑に遂行する目的以外に使用せず、貴社の書面による事前の許可のない限り、本件秘密情報について複製を作成せず、かつ、本件秘密情報を第三者に対して開示・漏洩しないものとします。
- 2 弊社は、本事業に関する業務に直接関与する弊社の従業員(本件秘密情報に関する秘密保持契約等を弊社との間で締結した従業員に限ります。)以外の者には一切本件秘密情報を開示しないものとします。
- 3 弊社は、本件秘密情報について、貴社の書面による事前の承認を得ずに、社外に持ち出したり、社外に送信したりしないものとします。
- 4 弊社は、貴社が指示する場合、その指示に従って情報管理措置を実施し、その実施状況について報告するものとします。

第 3 条 (リバースエンジニアリング等)

- 1 弊社は、橿原市浄化センターの設備・装置・機器・部品等(ソフトウェアを含む。以下「設備等」という。)のリバースエンジニアリング(機械・図面・ソフトウェアなどを分解・解析し、その仕組みや仕様、目的、構成部品、製造技術、要素技術などを明らかにすることをいいます。)に基づくコピー・模造品・改造品等の製作(第三者に製作させる場合も含みます。以下、これら一連の行為を総称して「リバースエンジニアリング等」といいます。)を行わないものとします。
- 2 前項の規定は、本誓約書別紙に掲げる以外の設備等について、本事業の円滑な遂行のために必要なリバースエンジニアリング等を行う場合には適用されないものとします。ただし、当該リバースエンジニアリング等により第三者の権利を侵害または侵害するおそれのある場合はこの限りではないものとします。

第4条（違反の場合の措置）

1 弊社が本誓約書に定める条項に違反したまたは違反するおそれのある場合、貴社は、弊社に対し違反行為の停止または予防を請求することができ、併せて違反行為の停止または予防に必要な行為を請求することができるものとします。

2 弊社が本誓約書に定める条項に違反した場合、弊社は貴社に対し、本事業の契約金額の5パーセントに相当する金額を遅滞なく支払い、また、当該違反によって貴社に生じたすべての損害（間接的損害を含みます。）を遅滞なく賠償するものとします。

第5条（本件秘密情報の返還、破棄）

弊社は、本件事業が終了した後、貴社の指示に従い、本件秘密情報及び本件秘密情報を含む情報・資料等（複製物がある場合は当該複製物を含みます。）を直ちに返還または破棄するものとします。

第6条（監査）

本件秘密情報の漏洩が疑われる場合、貴社は、本件秘密情報の管理状況に関し、橿原市浄化センター及び弊社の施設に立入って監査をすることができるものとし、弊社は、当該監査について誠実に協力するものとします。なお、貴社が橿原市浄化センターに立入る場合、貴社にて事前に橿原市の許可を得るものとします。

第7条（有効期間）

本誓約書に規定された弊社の義務は、本事業が終了した後も有効とし、弊社を法的に拘束するものとします。

第8条（裁判管轄）

本誓約書に関する一切の紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

添付資料

別紙 設備等リスト

平成〇〇年〇〇月〇〇日

上記誓約いたします。

所在地	〇〇〇〇〇〇
商号又は名称	〇〇〇
代表者職氏名	〇〇〇

別紙（設備等リスト）

設備等リスト

設備名	装置名	適用範囲
全般	水処理設備	システム構成、プロセス構成、制御方法
	配管設備	プロセス構成、制御方法含む全て
受入貯留 ・前処理設備	受入口	受入口本体
	沈砂除去装置	沈砂タンク本体、システム構成
	No.1 沈砂搬送装置	スクリー、ケーシング、シャフト
	脱水機	本体、制御方法、動作プロセス
主処理設備	汚泥掻寄機	汚泥掻寄機部品類
	膜分離装置（休止中）	中空糸膜モジュール（ユニット架台含む）、システム構成、制御方法
	気液分離装置（休止中）	気液分離タンク、制御方法
脱臭設備	生物脱臭装置	生物脱臭装置本体（ろ材を含む全て）
	洗浄塔（酸・アルカリ次亜塩）	洗浄塔本体（ろ材を含む）
	活性炭吸着塔（中・低濃度）	吸着塔本体
取排水設備	除砂装置	除砂装置本体
電気設備	現場制御盤	シーケンサソフトウェア
計装設備	中央監視装置	中央監視装置、オペレータステーションソフトウェア類

別紙 1 様式 4 (落札者用)

秘密保持誓約書

奈良県橿原市八木町 1 丁目 1 番 1 8 号
橿原市 御中

〇〇(以下、「弊社」といいます。)は、橿原市(以下、「貴市」といいます。)に対し、橿原市浄化センター長期包括運営委託事業(以下、「本事業」といいます。)に関する秘密保持義務について、以下の事項を誓約します。

第 1 条 (本件秘密情報)

- 1 本件秘密情報とは、本事業の入札及び本事業に関し貴市または株式会社西原環境関西支店から開示されたすべての情報及び弊社が本事業の遂行の過程またはその結果知り得たすべての情報をいいます。
- 2 以下の各号のいずれかに該当するものと弊社が立証した情報は、本件秘密情報に含まれないものとします。
 - (1)開示前から既に公知であった情報
 - (2)開示後に弊社の責によらずに公知となった情報
 - (3)弊社が相当な権限を有する第三者より守秘義務を負うことなく取得した情報
 - (4)法律上の要求に基づき、弊社が開示義務を負う情報

第 2 条 (本件秘密情報に関する義務)

- 1 弊社は、本件秘密情報を、本事業を円滑に遂行する目的以外に使用せず、貴市の書面による事前の許可のない限り、本件秘密情報について複製を作成せず、かつ、本件秘密情報を第三者に対して開示・漏洩しないものとします。
- 2 弊社は、本事業に関する業務に直接関与する弊社の従業員(本件秘密情報に関する秘密保持契約等を弊社との間で締結した従業員に限り、)以外の者には一切本件秘密情報を開示しないものとします。
- 3 弊社は、本件秘密情報について、貴市の書面による事前の承認を得ずに、社外に持ち出したり、社外に送信したりしないものとします。
- 4 弊社は、貴市が指示する場合、その指示に従って情報管理措置を実施し、その実施状況について報告するものとします。

第 3 条 (違反の場合の措置)

- 1 弊社が本誓約書に定める条項に違反しまたは違反するおそれのある場合、貴市は、弊社に対し違反行為の停止または予防を請求することができ、併せて違反行為の停止または予防に必要な行為を請求することができるものとします。
- 2 弊社が本誓約書に定める条項に違反した場合、弊社は貴市に対し、違約金として本事業の契約金額の 5 パーセントに相当する金額を遅滞なく支払い、また、当該違反によって貴市に生じたすべての損害(間接的損害を含みます。)を遅滞なく賠償するものとします。
- 3 受注者(本事業の実施を目的として、弊社(及び第三者)が設立する特別目的会社をいいます。)が貴市と受注者との間の平成〇〇年〇〇月〇〇日付け秘密保持誓約書に定める条項に違反した場合、弊社は貴市に対し受注者と連帯して責任を負うものとします。

第4条（本件秘密情報の返還、破棄）

弊社は、本件事業が終了した後、貴市の指示に従い、本件秘密情報及び本件秘密情報を含む情報・資料等（複製物がある場合は当該複製物を含みます。）を直ちに返還または破棄するものとします。

第5条（監査）

本件秘密情報の漏洩が疑われる場合、貴市は、本件秘密情報の管理状況に関し、弊社の施設に立入って監査をすることができるものとし、弊社は、当該監査について誠実に協力するものとします。

第6条（有効期間）

本誓約書に規定された弊社の義務は、本事業が終了した後も有効とし、弊社を法的に拘束するものとします。

第7条（裁判管轄）

本誓約書に関する一切の紛争については、奈良地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

上記誓約いたします。

所在地	〇〇〇〇〇〇
商号又は名称	〇〇〇
代表者職氏名	〇〇〇

別紙 1 様式 5 (落札者用)

秘密保持誓約書

大阪府大阪市淀川区西中島 3-9-12 空研ビル 2F

株式会社西原環境関西支店 御中

〇〇(以下、「弊社」といいます。)は、株式会社西原環境関西支店(以下、「貴社」といいます。)に対し、橿原市浄化センター長期包括運営委託事業(以下、「本事業」といいます。)に関する秘密保持義務について、以下の事項を誓約します。

第 1 条 (本件秘密情報)

- 2 本件秘密情報とは、本事業の入札及び本事業に関し橿原市または貴社から開示されたすべての情報及び弊社が本事業の遂行の過程またはその結果知り得たすべての情報をいいます。
- 2 以下の各号のいずれかに該当するものと弊社が立証した情報は、本件秘密情報に含まれないものとします。
 - (1)開示前から既に公知であった情報
 - (2)開示後に弊社の責によらずに公知となった情報
 - (3)弊社が相当な権限を有する第三者より守秘義務を負うことなく取得した情報
 - (4)法律上の要求に基づき、弊社が開示義務を負う情報

第 2 条 (本件秘密情報に関する義務)

- 1 弊社は、本件秘密情報を、本事業を円滑に遂行する目的以外に使用せず、貴社の書面による事前の許可のない限り、本件秘密情報について複製を作成せず、かつ、本件秘密情報を第三者に対して開示・漏洩しないものとします。
- 2 弊社は、本事業に関する業務に直接関与する弊社の従業員(本件秘密情報に関する秘密保持契約等を弊社との間で締結した従業員に限り、)以外の者には一切本件秘密情報を開示しないものとします。
- 3 弊社は、本件秘密情報について、貴社の書面による事前の承認を得ずに、社外に持ち出したり、社外に送信したりしないものとします。
- 4 弊社は、貴社が指示する場合、その指示に従って情報管理措置を実施し、その実施状況について報告するものとします。

第 3 条 (リバースエンジニアリング等)

- 1 弊社は、橿原市浄化センターの設備・装置・機器・部品等(ソフトウェアを含む。以下「設備等」という。)のリバースエンジニアリング(機械・図面・ソフトウェアなどを分解・解析し、その仕組みや仕様、目的、構成部品、製造技術、要素技術などを明らかにすることをいいます。)に基づくコピー・模造品・改造品等の製作(第三者に製作させる場合も含みます。以下、これら一連の行為を総称して「リバースエンジニアリング等」といいます。)を行わないものとします。
- 2 前項の規定は、本誓約書別紙に掲げる以外の設備等について、本事業の円滑な遂行のために必要なリバースエンジニアリング等を行う場合には適用されないものとします。ただし、当該リバースエンジニアリング等により第三者の権利を侵害または侵害するおそれのある場合はこの限りではないものとします。

第4条（違反の場合の措置）

1 弊社が本誓約書に定める条項に違反しまたは違反するおそれのある場合、貴社は、弊社に対し違反行為の停止または予防を請求することができ、併せて違反行為の停止または予防に必要な行為を請求することができるものとします。

2 弊社が本誓約書に定める条項に違反した場合、弊社は貴社に対し、違約金として本事業の契約金額の5パーセントに相当する金額を遅滞なく支払い、また、当該違反によって貴社に生じたすべての損害（間接的損害を含みます。）を遅滞なく賠償するものとします。

3 受注者（本事業の実施を目的として、弊社（及び第三者）が設立する特別目的会社をいいます。）が貴社と受注者との間の平成〇〇年〇〇月〇〇日付け秘密保持誓約書に定める条項に違反した場合、弊社は貴社に対し受注者と連帯して責任を負うものとします。

第5条（本件秘密情報の返還、破棄）

弊社は、本件事業が終了した後、貴社の指示に従い、本件秘密情報及び本件秘密情報を含む情報・資料等（複製物がある場合は当該複製物を含みます。）を直ちに返還または破棄するものとします。

第6条（監査）

本件秘密情報の漏洩が疑われる場合、貴社は、本件秘密情報の管理状況に関し、橿原市浄化センター及び弊社の施設に立入って監査をすることができるものとし、弊社は、当該監査について誠実に協力するものとします。なお、貴社が橿原市浄化センターに立入る場合、貴社にて事前に橿原市の許可を得るものとします。

第7条（有効期間）

本誓約書に規定された弊社の義務は、本事業が終了した後も有効とし、弊社を法的に拘束するものとします。

第8条（裁判管轄）

本誓約書に関する一切の紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

添付資料

別紙 設備等リスト

平成〇〇年〇〇月〇〇日

上記誓約いたします。

所在地 ○○○○○○
商号又は名称 ○○○
代表者職氏名 ○○○

別紙（設備等リスト）

設備等リスト

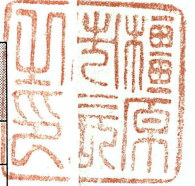
設備名	装置名	適用範囲
全般	水処理設備	システム構成、プロセス構成、制御方法
	配管設備	プロセス構成、制御方法含む全て
受入貯留 ・前処理設備	受入口	受入口本体
	沈砂除去装置	沈砂タンク本体、システム構成
	No.1 沈砂搬送装置	スクリー、ケーシング、シャフト
	脱水機	本体、制御方法、動作プロセス
主処理設備	汚泥掻寄機	汚泥掻寄機部品類
	膜分離装置(休止中)	中空糸膜モジュール(ユニット架台含む)、システム構成、制御方法
	気液分離装置(休止中)	気液分離タンク、制御方法
脱臭設備	生物脱臭装置	生物脱臭装置本体(ろ材を含む全て)
	洗浄塔(酸・アルカリ次亜塩)	洗浄塔本体(ろ材を含む)
	活性炭吸着塔(中・低濃度)	吸着塔本体
取排水設備	除砂装置	除砂装置本体
電気設備	現場制御盤	シーケンサソフトウェア
計装設備	中央監視装置	中央監視装置、オペレータステーション ソフトウェア類

特定部品リスト

設備名	装置名	(機器名)部品名	調達期間 (参考)
受入貯留 ・前処理設備	受入口	受入口本体	3ヶ月
	沈砂除去装置	沈砂タンク本体、システム構成	5ヶ月
	No.1 沈砂搬送装置	スクリーン、ケーシング、シャフト	6ヶ月
	脱水機	脱水機本体(内部部品、駆動部品含む)、 制御方法、動作プロセス	5ヶ月
主処理設備	汚泥掻寄機	汚泥掻寄機部品	5ヶ月
	膜分離装置	中空糸膜モジュール(ユニット架台含 む)、システム構成、制御方法	8ヶ月
	気液分離装置	気液分離タンク、制御方法	6ヶ月
脱臭設備	生物脱臭装置	生物脱臭装置本体、システム構成	5ヶ月
	洗浄塔(酸・アルカリ次亜塩)	洗浄塔本体(ろ材含む)、ノズル他構成部 品類	5ヶ月
	活性炭吸着塔(中・低濃度)	吸着塔本体、ダクト構成	5ヶ月
取排水設備	除砂装置	除砂装置本体	6ヶ月
電気設備	現場制御盤	シーケンサソフトウェア、PLC	12ヶ月
計装設備	中央監視装置	中央監視装置、オペレータステーション、 ソフトウェア類	12ヶ月

※1 調達期間は、発注から納品までの部品手配に要する標準的な期間を示す。

※2 上記特定部品を用いて施設の補修等を行う場合、設備の性能維持のため、乙による施工を推奨。



別紙2 貸与機器リスト

主な貸与機器

種 類	機 器 名
水質試験機器	実験台・天秤台・流し台・ドラフトチャンバー・薬品器具棚・器具乾燥機・ドライラック・冷蔵庫・ジャーテスタ・純水製造装置・ピペット洗浄装置・上皿天秤・多項目水質測定器・ハンディアスピレーター・ウォーターバス・マグネチックスターラ・デシケータ・低温恒温器・赤外線水分計・自動ビューレット・透視度計・pH計・顕微鏡・電気炉・定温乾燥機・恒温器・オートクレーブ・遠心分離機・汚泥界面計・超音波洗浄器等
計測機器	振動計・照度計・騒音計・シンクロスコープ・膜厚計・クランプメーター・絶縁抵抗計・接地抵抗計・デジタルハイテスタ・検電器・テスタ・ガス検知器・風速計等
切削・切断工具	卓上グラインダー・ボール盤・グラインダー・パイプカッター・・ねじ切り機 等
給油工具	手動グリスガン・各種オイルジョッキ 等
溶接機器	ガス溶接機・溶接機・保護面・溶接用皮手袋 等
送風機	可搬式換気ファン（ダクト含む）
作業工具類	ドライバー・スパナ・レンチ・トルクレンチ・六角レンチ・ハンマー・バール・マンホールオープナー・電工工具・電工ドラム・プーラ 等
安全用具	有害ガス検知器・空気呼吸器用コンプレッサ・空気呼吸器・ろ過筒等
照明器具	投光器・延長コード・発電機(1.4KVA) 等
その他	水中ポンプ・油圧ジャッキ・台車・ハンドパレットトラック・梯子・脚立・掃除機・踏み台・自動洗濯機・乾燥機 等

別紙3 学習計画書、事業実施計画書の内容

学習計画書、運営マニュアル、運営維持管理計画書、修繕計画書及び財務計画書には以下の事項を網羅させること。

1. 学習計画書

- ① 事業準備期間における業務実施内容
- ② 事業準備にあたる目標設定及び達成方法
- ③ 実施体制
- ④ スケジュールなど

2. 運営マニュアル

- ① 業務実施の概要
 - ・性能発注における業務実施の考え方
 - ・業務内容及び対象施設の概要
 - ・設備リスト及び主要設備の配置図
- ② 運転操作
 - ・本件廃棄物の受入及び処理の方法
 - ・運転手順及びスケジュール(手順、管理項目・数値、用役管理等)
 - ・運転操作時の異常時の対応(受入不能、想定トラブルと対応策、緊急作動操作など)
- ③ 維持管理業務
 - ・維持管理手順及びスケジュール(手順、管理項目・数値、想定トラブルと対応策)
 - ・定期修繕の手順及びスケジュール(手順、管理項目・数値、想定トラブルと対応策)
- ④ 環境計測
 - ・騒音、振動、悪臭、処理水水質等の環境計測の方法・記録・保管・管理
 - ・処理対象物搬入量や処理量等の算定方法
 - ・計測結果が安定しない場合の対応方法
- ⑤ 記録、連絡報告
 - ・運転日報、点検記録、計器記録の作成要領
 - ・機器故障、故障処置、設備改善、機器補修の記録要領
 - ・設備台帳、補修・履歴の記録要領
 - ・月報、年報の様式
 - ・情報管理
 - ・モニタリング等への協力の考え方
 - ・異常発生時の記録、連絡報告
- ⑥ 電気工作物保安規程
 - ・本件施設における保安事項、考え方、保安手順・体制
 - ・保安に関する異常発生時の対応
- ⑦ 安全衛生管理
 - ・安全作業に向けた考え方

- ・作業環境管理、防火管理、防災体制方法
- ・安全衛生の教育訓練
- ・危険物の取扱、保管
- ・事故発生時の連絡方法、連絡網、処置方法、救出活動方法
- ⑧ 緊急時の対策
 - ・緊急時の対応体制
 - ・緊急時の措置、避難方法
- ⑨ 防災マニュアル
- ⑩ 組織・服務規程
 - ・組織図、人員体制、法定資格者
 - ・職務内容、勤務時間
 - ・組織管理、従業員管理、教育研修
- ⑪ 業務改善計画
 - ・従業員への教育・訓練
 - ・継続的に業務の改善を図る方法
 - ・地域への配慮方法など

3. 運営維持管理計画書

- ① 業務概要
 - ・業務範囲
- ② 運転管理計画
 - ・処理対象物の受入、処理（搬入日、搬入量、稼働日、処理量）
- ③ 用役利用計画
 - ・燃料、プロセス用水、薬剤等（種類、使用量、在庫管理）
 - ・電力量（使用量、太陽光発電設備発電量（所内使用量））
- ④ 環境保全計画
 - ・環境保全基準の設定及び遵守、環境計測の項目、方法、スケジュール、リスクへの対応
 - ・作業環境保全基準の設定、測定及び遵守
- ⑤ 情報管理計画
 - ・実績報告書（日報、月報、年報等）の作成と管理、台帳管理、設計図書、契約書等の管理
 - ・データ管理など
- ⑥ 組織管理計画
 - ・組織図、人員体制、法定資格者一覧
 - ・職務内容、勤務時間
 - ・組織管理、従業員管理、教育研修
- ⑦ 業務改善計画
 - ・従業員への教育・訓練計画
 - ・業務改善計画など
- ⑧ その他の付帯業務

- ・保安業務
- ・各機器の清掃、環境整備、衛生管理
- ・薬品等の用役品、予備品、消耗品の購入及び管理
- ・付帯業務にかかる費用内訳

4. 維持補修計画書

① 定期点検、補修計画

- ・定期点検、法定点検、自主点検、保安等のスケジュール及び計画書（点検計画書）
- ・補修のスケジュール及び計画書（補修計画書）

② 部品の調達計画

- ・部品の調達計画（特定部品を含む）

5. 財務計画書

① 運営維持管理費の内訳

- ・運転経費
- ・定期点検・補修費
- ・人件費
- ・その他経費
- ・付帯業務にかかる経費

② ①にかかる積算根拠

③ 事業収支計画

別紙4 現行の清掃等作業基準表

項目	作業内容等		作業頻度	備考
施設清掃	日常清掃（床清掃・ごみ収集含む）	268 m ²	1回/週	便所・給湯室・事務室等
		476 m ²	2回/週	会議室等
		22 m ²	2回/週	階段等
	定期清掃（床）	1,046 m ²	1回/年	ワックス等
		417 m ²	1回/年	カーペット清掃
植栽管理	草刈		3回/年	敷地内
	樹木剪定		1回/年	敷地内
その他	清掃等		適宜	敷地内及び周辺

別紙5 市が実施する環境計測

測定対象物	測定内容	サンプリング場所	頻度
排ガス	ばいじん濃度	煙突採取口	2回/年
	硫黄酸化物		
	窒素酸化物		
	塩化水素		
	ダイオキシン類濃度		
	水銀		
焼却残渣	熱灼減量	焼却灰貯留装置	1回/月
	ダイオキシン類含有量		1回/年
	溶出試験		1回/年
処理水	水質	放流水槽	1回/月
周辺環境	振動	本件施設敷地境界ま たは本件施設周辺	1回/年
	騒音		
	悪臭		2回/年

別紙6 事業に係るリスク分担

リスク項目	概要	分担		
		市	受注者	
共通	制度・法令リスク	関係法令・許認可の変更等に係るリスク	○	
	税制リスク	受注者の利益に課せられる税制度の変更（例；法人税等）、新税創設に伴うリスク		○
		上記以外の税制度の変更、新税創設に伴うリスク	○	
	物価変動リスク	一定の範囲内（1.5%）での物価変動に係るリスク		○
		一定の範囲内（1.5%）を超えた物価変動に係るリスク	○	
	政治リスク	政策方針の変更等による事業の停止・変更に係るリスク	○	
	不可抗力リスク	天災等により事業の実施が不可能となる場合のリスク	○	
		一定の範囲(1%)内 一定の範囲(1%)外	天災等による損害が発生し、修復のため事業の遅延が発生する場合のリスク	
	住民反対リスク	受注者の責めに帰すべき事由による場合のリスク		○
		上記以外の場合のリスク	○	
第三者賠償	受注者の責めに帰すべき事由による場合のリスク		○	
	上記以外の場合のリスク	○		
運営段階	性能リスク 維持管理費超過リスク	提示条件の不備や、要求変更等、市の責めに帰すべき事由による場合のリスク	○	
		本件施設の運営維持管理業務において、本事業契約に規定する仕様及び性能の未達成等、受注者の責めに帰すべき事由による場合のリスク		○
	施設・設備 損傷リスク	事故や火災等により施設が破損した場合のリスク		○
		第三者の責めに帰すべき事由により施設が破損した場合のリスク	○	
	新技術等の導入	技術革新に伴い新技術等を導入した場合において、市の責めに帰すべき事由により運営コストが増大した場合のリスク	○	
		上記以外の場合のリスク		○
	搬入量変動リスク	搬入する処理対象物が契約で規定した範囲を著しく逸脱した場合のリスク ※	○	
	性状変動リスク	搬入する処理対象物の性状が変動し、過去の性状分析結果の範囲内となる場合のリスク		○
搬入する本件し尿・浄化槽汚泥の性状が変動し、過去の性状分析結果の範囲外となる場合のリスク		○		
事業終了段階での施設の性能確保	事業終了時における施設の性能確保が未達の場合のリスク		○	
事業終了段階での諸費用の負担	事業終了時における諸費用についての負担に係るリスク		○	

※ 年間搬入量として、上限を35,000k1とし、下限を10,500k1とする。

別紙7 本件施設の主な法定点検

本件施設の主な法定点検は、以下に示すとおりである。

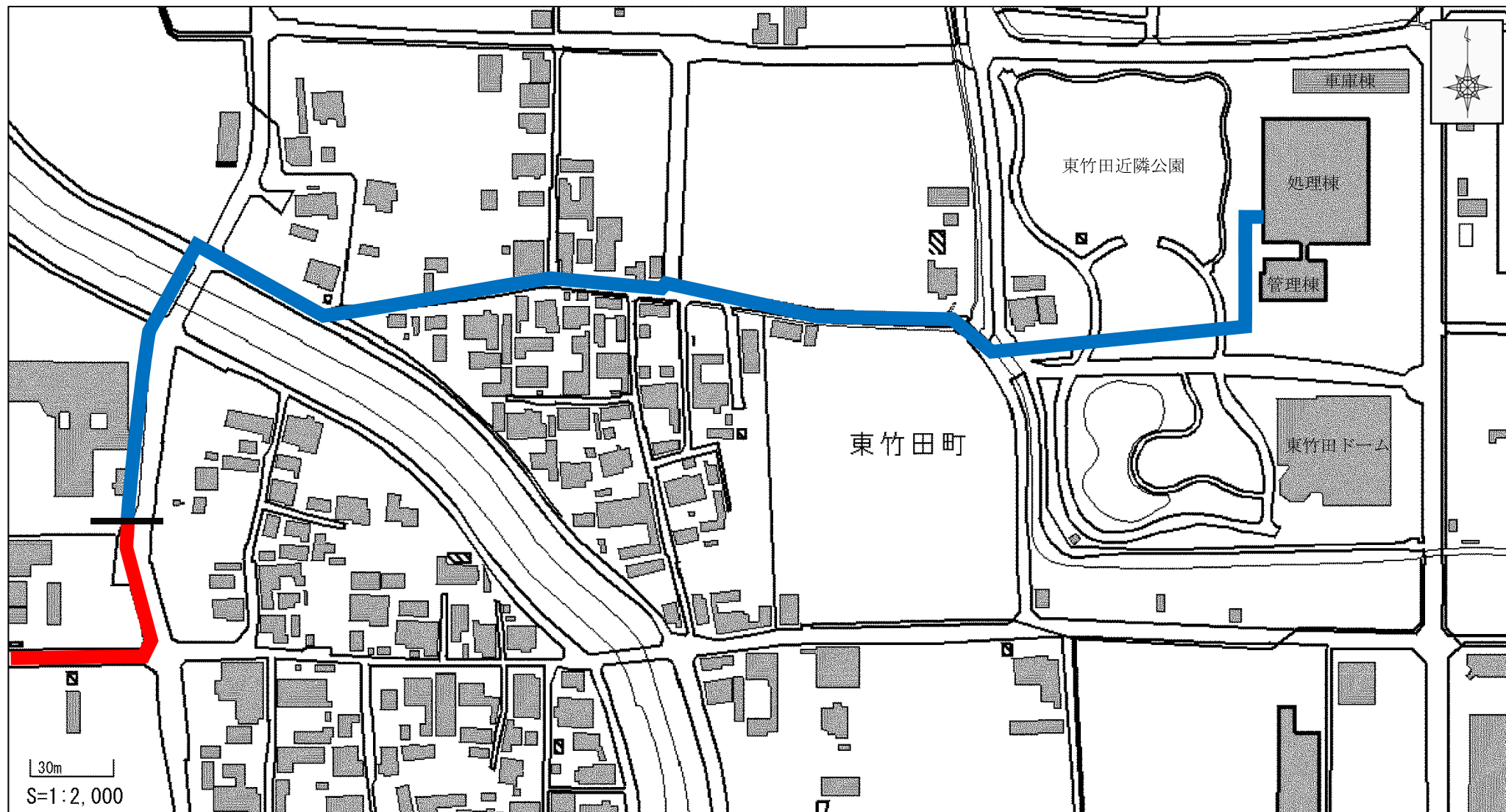
設備名等	関係法令	期間	直近実施時期
トラックスケール	定期検査（計量法）	2年毎	平成28年11月
汚泥脱水機	定期自主検査 労働安全衛生法施行規則	1年毎	平成30年3月
受変電設備（高圧）	定期点検（電気事業法、保安規程）	3年毎	平成28年1月
非常用発電機		3年毎	平成28年1月
太陽光発電		3年毎	平成28年1月
消防用設備	機器点検（消防法）	半年毎	平成30年3月
	総合点検（消防法）	1年毎	平成30年3月
重油ストレージタンク （地下）	定期点検（消防法）	3年毎	平成27年8月
作業環境測定 （吸入性粉塵）	労働安全衛生法	半年毎	平成30年1月
作業環境測定 （ダイオキシン・煤塵）	労働安全衛生法施行規則 廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱	半年毎	平成30年1月
エレベータ	定期検査（建築基準法）	1年毎	平成29年12月
車庫棟	定期調査（建築基準法）	3年毎	平成28年3月
GHPガスエアコン	法定検査（改正フロンガス法）	3年毎	平成29年11月
生活受水槽	水槽の清掃及び定期検査（水道法）	1年毎	平成30年3月

別紙8 本件施設における直近の常駐人員配置等一覧

	橿原市	委託業者
人員配置合計	環境保全課長：1名 課長補佐：1名 統括調整員：1名 管理係：4名（内、再任用職員2名） 計 7名	統括責任者：1名 班長：1名 運転員：6名 計 8名
対象業務	統括調整員：1名＋管理係：1名＝2名 ・ 施設保全業務 ・ 施設管理業務	委託業者：8名 ・ 施設運転管理業務 ・ メンテナンス業務 管理体制【参考】 夜間管理体制 無人 ※ 異常通報による対応あり 土・日・祝日管理体制 日直勤務：1名 ※ 土曜日（1回／月）は通常出勤

※平成 30 年 3 月現在の状況

別紙9 下水道放流管の下水道接続地点図



■ : 下水道放流管 (受注者の業務範囲) ■ : 下水道管 — : 下水道接続地点

出典: 国土地理院ウェブサイト (<http://www.gsi.go.jp/>)、地理院地図を加工して作成

別紙10 平成29年度放流水（2次処理水）測定値

性状実績（年平均）

測定項目	単位	2次処理水	
		H29	
pH	—	7.7	
BOD	mg/L	3.3	
COD	mg/L	33.4	
SS	mg/L	5.2	
T-N	mg/L	7.9	
T-P	mg/L	17.1	
塩化物イオン	mg/L	298	
ヘキサン抽出物質	鉱物油	mg/L	<1.0
	動植物油	mg/L	<1.0
ヨウ素消費量	mg/L	11.6	
アンモニア性窒素	mg/L	0.14	

別紙11 平成29年度排ガス測定値

測定項目		単位	測定日	
			平成29年7月25日	平成30年1月30日
湿り排ガス流量		m ³ N/h	31300	33800
乾き排ガス流量		m ³ N/h	28000	31300
排ガス流速		m/s	-	-
排ガス温度		℃	279	256
排ガス中の水分		vol%	10.7	7.46
排ガス組成 (※1)	酸素	vol%	15.9	17.9
	二酸化炭素	vol%	4.2	3.6
	一酸化炭素	vol%	0.0	0.0
	窒素	vol%	79.9	79.8
ばいじん	濃度	g/m ³ N	0.005	0.002
	酸素12%換算値		0.009	0.005
硫黄酸化物	濃度	volppm	53	33
	排出量	m ³ N/h	1.4	1.0
	K値	-	1.1	0.82
窒素酸化物	濃度	volppm	42	23
	酸素12%換算値	volppm	92	58
塩化水素	濃度	mg/m ³ N	3.1	2.7
	酸素12%換算値		5.5	5.5

※1 基礎項目測定時の数値を示す。

※2 硫黄酸化物許容排出量は、測定結果（実測値）より算出。K値=17.5。

※3 設計値を示す。大防法NO_x基準値250ppm、HCL基準値700mg/m³。

別紙12 平成29年度ダイオキシン類測定値

No.	測定項目	単位	排ガス中の ダイオキシン類測定分析
	測定日	-	平成30年1月30日
1*	Total PCDDs	ng/m ³ N	0
2*	Total PCDFs		0.030
3*	Total Coplanar PCBs		0.010
4*	Total (PCDDs+PCDFs+ Coplanar PCBs)		0.040
5*	Total TEQ	ng-TEQ /m ³ N	0
6*	CO濃度	ppm	23
7	酸素濃度	%	17.9
8	排ガス量(湿り)	m ³ N/h	33800
9	排ガス量(乾き)	m ³ N/h	31300
10	排ガス流速	m/s	-
11	水分量	%	7.46
12*	ばいじん濃度	g/m ³ N	0.005
13*	塩化水素濃度	mg/m ³ N	5.5
14	排出ガス温度	°C	266

注) *の印の付いた項目は12%換算値です。

No.	測定項目	単位	焼却灰中の ダイオキシン類測定分析
-	測定日	-	平成30年1月29日
1	Total PCDDs	ng/m ³	0.13
2	Total PCDFs		0.11
3	Total Coplanar PCBs		0.014
4	Total TEQ	ng-TEQ/g	0.000063